



2 期間、更新、変更、永住、資格外活動許可、再入国及び取得

ざいりゅうきかん 2-1 在留期間

ざいりゅうきかん にち にち にち げつ げつ ねん ねん ねん ねん とお しゅつこくじゅんぴきかん
在留期間は15日、30日、90日、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、5年の9通りと、出国準備期間として
つきたんい きよか きかん こ ざいりゅう ばあい きよか ひつよう
月単位で許可されるものがあります。この期間を超えて在留する場合は、許可が必要です。

かくしかく ざいりゅうきかん かん ざいりゅうしかく かくにん ひよう さんしやう
※ 各資格の在留期間に関しては1 在留資格の確認の(1)、(2)、(3)、(4)の表を参照してください。